

# 世界動物園水族館協会(WAZA)

## 動物と来園・来館者のふれあいガイドライン



この文書(WAZA Guidelines for Animal–Visitor Interactions 2020)は、世界動物園水族館協会(WAZA)の会員である動物園・水族館で実施される、動物と来園・来館者とのふれあいに関して、WAZA会員にむけたガイドラインの概要を示したもので。本ガイドラインは、2003年のWAZA動物福祉倫理規定(WAZA, 2003)、2015年の世界動物園水族館協会動物福祉戦略(Mellor, Hunt & Gusset, 2015)、および2015年の動物とのふれあいに関するWAZAの決議に基づいています。この決議では、WAZA会員は動物園・水族館における動物と来園・来館者のふれあいに関する方針を立て、世界動物園水族館協会動物福祉戦略に記載された勧告に従うように提言しています。ここでは、方針に関する意見および提言を示します。

### 始めに

このガイドラインの和訳にあたり“interactions”を“ふれあい”と訳しました。“ふれあい”的概念は、単に“動物を触ることのできる場所”を指すだけではありません。来園者・来館者と動物にかかわる間接的～直接的なもの、体験的～教育的なものまで幅広い活動分野を含んでいます。

動物園および水族館は現代の動物保全団体・組織として、その目標を支えるために、高い動物福祉基準を達成する責務があります。それには、動物と来園・来館者とのふれあい(動物とのふれあい)における動物福祉が含まれます。ふれあいに関わるいかなる動物にも、良い動物福祉につながる機会がなければなりません。

ここに示すガイドラインは、世界動物園水族館協会動物福祉戦略に示された科学的証拠に基づいたものです。

### 動物と来園・来館者とのふれあい

近年、動物園・水族館では、動物と来園者・来館者とのふれあい体験が急速に増加しています。動物園・水族館の進化に伴い、来園・来館者が観察できるように単に動物を展示することから、人と動物が近づく体験を提供することへの進歩的な移り変わりが、急激に本格化してきています。歩いてあるいは泳いで、または車での展示の通り抜け体験から、タッチプールや教育用の動物とのふれあい、あるいはふれあい動物園といった動物との直接的接触まで、その関わり方は多様です。このようなふれあい体験は、人の側に保全を支持する行動の増加をもたらし、保全教育の向上につながることが研究で示されています(例えば、Skibins & Powell, 2013; Powell & Bullock, 2015など)。動物とのふれあいは人気がありますが、正の動物福祉を常に最大限可能にする方法を整えることが最も重要であり、来園・来館者の存在や動物への直接的接触が、動物の心身の健康に与える影響も考慮しなければなりません。動物とのふれあいに関するその他の義務としては、来園・来館者と動物の安全、ふれあい体験の意義・妥当性の定期的な評価、そして前向きで責任のある保全行動を結果として促進するように発信されるメッセージの力を、それぞれ考慮することが挙げられます。

より多くの動物園・水族館が、動物とのふれあいを来園・来館者が体験できるようにすれば、保全教育としての動物とのふれあい的関わりの効果を評価する機会が増えるとともに、そのようなふれあいにおける動物の福祉を慎重に考慮する機会もまた増加することでしょう。重要なのは、ふれあい体験の中には、動物によっては、不快感やストレスの兆候である行動を示す場合があると証明されていることです。ふれあい体験が与える影響を直接的に評価するには、さらなる研究が必要ですが、その研究に取り組み、動物の福祉を損なわないようなふれあい体験を来園・来館者に提供することは、ふれあい体験実施園館の責務です。

## 提言

1. 動物の福祉を損なうようなふれあい体験を動物にしないでください。
2. 直接的接触に関わる動物には、生ずる可能性のある不快感やストレス反応を軽減するために、来園・来館者とのふれあいに対して適切な訓練を行わなければなりません。
3. 動物に対して不必要的要求をしないこと。必ず、来園・来館者が動物に不快感やストレス反応を誘発させないようにしてください。
4. 来園者・来館者とのふれあいに参加するかどうかの選択肢を動物に与えること。十分な休憩時間を与え、ふれあいに参加したくないという兆候を示した動物は、必ず、ただちに体験活動から外してください。
5. 通り抜けやタッチプール、ふれあい動物園など、来園・来館者が動物に極めて接近する展示では、その種のニーズを満たす適切な広さと適切な避難場所を確保してください。
6. 動物とのふれあい体験中に給餌が行われる場合は、適切な食餌および健康の総合的管理から外れないように、給餌の規制管理をしなければなりません。体験中に与える餌がその動物の唯一の餌や、餌の全てであってはならず、その餌を食べるかどうかは動物が選択できるようにしなければなりません。

## モニタリングと評価

全てのふれあい体験に対して、動物の福祉へ与える影響についての評価を定期的に行わなければなりません。その評価は動物に焦点を当てたものであり、動物の身体や行動に与える影響だけでなく、その動物がふれあい体験のために、社会的集団や同居個体から定期的に離されることで起こるかもしれない影響についても、評価する必要があります。ふれあい体験のために、動物を通常の飼育展示スペースから出す場合には、それによって悪影響を受けることもあるため、特別に配慮して観察しなければなりません。悪影響が見られる場合には、その動物をふれあい体験に参加させないという決断が求められます。

世界動物園水族館協会動物福祉戦略では、包括的かつ体系的な動物福祉評価の枠組みとして 5 つの領域モデル(Mellor, 2017)を示していますが、このモデルは福祉が損なわれることを回避するだけでなく、各動物に対して良い福祉の状態を促進することにも重点を置いています。5 つの領域モデルは、「栄養」「環境」「身体の健康」「行動」という 4 つの身体的／機能的領域と、動物の「精神状態」という第 5 の領域について、その概要を示したものです。ふれあい体験に参加する動物の福祉のモニタリングと評価に際しては、これらの領域を注意深く検討しなければなりません。

ふれあい体験のために別に飼育されている動物については、同じ園館内の他の動物の飼育施設や飼育管理との違いによる影響を、注意深く評価する必要があります。

それぞれのふれあい体験は、実施頻度やプログラムの長さ、実施時間（1日のうちのいつ行われたか）などを記録してください。動物への直接的接触が必要かどうかを記載し、直接的接触が行われるならば、参加する来園・来館者の人数や年齢が適切か、一定・一貫した体験が提供できているかを評価します。可能な場合には展示の通り抜けやふれあいエリアでは、スタッフやボランティアが常駐し、来園・来館者と動物とのふれあいの程度を監督・指導しなければなりません。どのような事例の記録でも追えるように、記録は保管する必要がありますが、それはふれあい体験に参加する動物の福祉が損なわれないように、ふれあい体験の継続評価に役立てるためです。

## 提言

1. ふれあい体験が動物の身体および行動に関する福祉に与えうる影響について、定期的に評価してそれを文書に記録します。動物の福祉が損なわれていると明らかになった場合には、ふれあい体験から動物を撤退させます。
2. ふれあい体験に関わる個体や種が適切であるか、また体験の与える影響について、福祉の観点から適切な見直しを実施し、必要があれば変更を行います。
3. ふれあい体験が適切であるか、また園館の目標やビジョンにどの程度貢献しているかを、定期的に評価して文書に記録します。
4. スタッフやボランティアの専門知識・技術について定期的に評価して文書に記録し、必要に応じてトレーニングを実施します。

## 動物の適性

ふれあい体験は、動物の身体的および精神的福祉の点で適切でなければなりません。他に比べてふれあい体験に向いている種や個体があり、そのような特定の動物を選べば、ふれあい体験による影響を軽減することができます。ふれあい体験に関わる種や個体を選ぶ際には、年齢や性別、性質を考慮して、慎重に評価する必要があります。

各園館は、動物とのふれあいにおいて、動物を安全に取り扱う目的で、負の福祉を示す反応を引き起こすような、嫌悪条件付けや薬物、あるいは拘束・保定によって動物の行動を変えてはなりません。

動物とのふれあいは種の保全努力（例えば野生への再導入）を妨げるものであってはなりません。繁殖計画に関わる動物は、その繁殖や個体群管理計画の目標を阻害しない場合のみ、ふれあい体験に使用することができます。

## 提言

1. ふれあい体験に参加する種や個体については、注意深く検討してください。若齢・高齢個体、繁殖個体は、特に不快感やストレス反応を示しやすい場合があり、直接的接触には適切でないことがあります。
2. 人に触れられることに耐えられない種や個体は、ふれあい体験に使用しないでください。
3. 動物とのふれあいにおいて、動物を安全に取り扱う目的で、負の福祉を示す反応を引き起こすような、嫌悪条件付けや薬物、あるいは拘束・保定によって動物の行動を変えてはいけません。
4. 再導入計画や個体群管理計画の対象である動物は、ふれあい体験に使用しないでください。

5. 動物の極めて近くに来園者・来館者がいるような飼育展示では、種に適切な環境と避難場所を設置してください。

## スタッフの専門知識・技術

ふれあい体験における動物やスタッフ、来園・来館者の安全には、実際に関わるスタッフやボランティアの能力が最も重要です。動物とのふれあいに関わる全てのスタッフやボランティアは、適切なトレーニングを受けていなければならず、その内容は文書に記録して定期的にモニタリングしなければなりません。直接的接触を想定していない場合には、経験のある適切なスタッフやボランティアが常駐して、来園・来館者と動物の安全に目を配る必要があります。スタッフやボランティアが常駐しないなら、動物と来園・来館者の間を明確に線引きし、動物が来園・来館者から逃れる休息場所が必要です。

### 提言

1. 動物を取り扱ったり密に接觸したりする全てのスタッフやボランティアは、適切に訓練されて経験があり、動物の怪我や病気、不快感やストレスの兆候に気付けるようでなければなりません。必要があれば、動物をふれあい体験に参加させないようにできる権限を与えられていなければなりません。

## メッセージの伝達

動物園・水族館は、動物や自然界に対する理解や敬意を醸成するために、保全に関わるメッセージの伝達に加え、動物の飼育ケアに関わる動物福祉や管理過程について説明することを検討しなければなりません。これは、トークや講演、動物福祉憲章、解説板、保全教育プログラムなどを通じて行うことができます。動物とのふれあいが野生動物とのつながりを作ることができる一方、野生動物をペットとして飼育すれば、その福祉が必ず損なわれてしまうために良いペットにはならないことを、動物園・水族館は明確にしなければなりません。

### 提言

1. 全てのふれあい体験や関連するプレゼンテーションにおいて、伝えるメッセージは、保全意識を向上させ、保全成果を上げ、動物や自然界への敬意を促すようなものでなければなりません。種の保全が、最も重要なメッセージ・目的でなければなりません。
2. 正常かつ野生下で自然である行動が示されないような方法で、ふれあい体験を実施したり、関わったり、参加したりしないこと。来園・来館者が、動物をエキゾチックペットや「演技者」のように受け取るかもしれないような方法で、動物を紹介してはいけません。
3. 来園・来館者の意識を高め、そこから責任ある行動を促すために、写真撮影の機会には適切な動物福祉と保全のメッセージを伝える必要があります。
4. 動物が種に特異的な行動ができ、それを支持するような動物の描写や見せ方ができるように、必ず尊厳をもって全ての動物を取り扱うような、ふれあい体験の過程を確立すること。
5. トークや講演、ソーシャルメディア、解説板、他のインターパリテーションを通じて、動物園・水族館において、動物福祉がどのように改善してきたかを説明すること。
6. ふれあい体験プログラムを作成する際には、保全教育の効果に関する研究、情報、専門知識を利活用してください。スタッフやボランティアは、自らの「ペット」であるかのように動物を見せてはいけません。

## 安全

ふれあい体験は予測不可能なことがあります、危険な可能性もあるため、関わる来園・来館者やスタッフ、ボランティアは、ふれあい体験に伴うかもしれないリスクについて、知らされていなければなりません。動物とのふれあいを行う全ての園館は、必要に応じてふれあい体験の過程を調整できるように、見直しとリスク評価を実施して、適切な記録を残さなければなりません。

また、実施園館は、人と動物の共通感染症や動物の感染症への曝露リスクを考慮し、それを軽減する必要があります。ニコチン中毒に特に過敏な無脊椎動物に触れる場合には、接触前の手洗いは特に重要である。爬虫類や両生類に触れた後の手洗いは、サルモネラや毒素への曝露があるため、極めて重要です。最も良いのは、ふれあい体験の種に関わらず、体験の前後に手洗いを行うことです。

## 提言

1. 関わる動物と来園・来館者の安全と健康のために、経験豊富で権限を与えられたスタッフまたは適切なボランティアが、必ず全てのふれあい体験を常に監督指導するようにすること。
2. 来園・来館者が、動物に触る前後に手を洗えるようにします。

## 結論

多くの動物園・水族館やその専門家や地域の協会は、動物とのふれあいに関する方針やガイドライン、意見表明書を作成しています。WAZAによる本ガイドラインに加え、これらはふれあい体験の実施を検討している、あるいは現在実施している動物園・水族館にとって、関係する国の基準や法的要件を確実に遵守するために有用なガイドとなっています。

多くの動物園や水族館が、保全や研究、教育の目標をサポートするためにふれあい体験を活用しています。これらの動物とのふれあいは、次のようなやり方で実施しなければなりません；正の動物福祉(注:Positive Animal Welfare=正の動物福祉、すなわちより良い動物福祉の状態)を優先し、根拠に基づいた動物の飼育管理を採用し、体系的かつ客観的な動物福祉研究から情報を入手し、ベストプラクティスを用い、健康と安全のプロトコールを導入し、来園・来館者が信頼できるメッセージを家に持ち帰れるような方法で提供されなければなりません。インタラクティブな体験は、動物と来園者にとって非侵襲的で安全なものでなければなりません。来園・来館者とのふれあいに関わる全ての動物のモニタリングを継続的に行い、専門家による監督を受けなければなりません。動物福祉に対するリスクは、ふれあい体験が適切かつ必要、そして有益であるかを注意深く検討することで最小限に押さえる必要があります。

## 提言

1. 動物とのふれあいに関して、関連する全ての国の基準、地域・国の方針、ガイドラインあるいは意見表明書に準拠し、WAZAの本ガイドラインを満たすあるいはそれを超えるような、各園館の方針を立てること。
2. 来園・来館者とのふれあいに関わる動物に関する法律上の問題や責任について、認識しておくこと。

## 引用文献

Mellor, D. (2017). Operational details of the five domains model and its key applications to the assessment and management of animal welfare. *Animals*, 7(8), 60.

Mellor, D.J., Hunt, S. & Gusset, M. (eds) (2015) Caring for Wildlife: The World Zoo and Aquarium Animal Welfare Strategy. Gland: WAZA Executive Office, 87 pp.

Powell, D. M., & Bullock, E. V. (2014). Evaluation of factors affecting emotional responses in zoo visitors and the impact of emotion on conservation mindedness. *Anthrozoös*, 27(3), 389-405.

Skibins, J. C., & Powell, R. B. (2013). Conservation caring: Measuring the influence of zoo visitors' connection to wildlife on pro-conservation behaviours. *Zoo Biology*, 32(5), 528-540.

WAZA (2003) WAZA Code of Ethics and Animal Welfare. Berne: WAZA. <https://www.waza.org/wp-content/uploads/2019/05/WAZA-Code-of-Ethics.pdf>

世界動物園水族館協会 WAZA は本ガイドライン和訳の労をとっていただいた日本動物園水族館協会 JAZA に感謝の意を表します。



**日本動物園水族館協会**  
JAPANESE ASSOCIATION OF ZOOS AND AQUARIUMS